

## フランスおよびベルギーにおける団体・会社法の法典化

著者	後藤 元伸
雑誌名	関西大学法学論集
巻	53
号	3
ページ	530-565
発行年	2003-09-30
その他のタイトル	De codificatie van het vennootschapsrecht in Frankrijk en in Belgie
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/12162">http://hdl.handle.net/10112/12162</a>

## フランスおよびベルギーにおける

# 団体・会社法の法典化

後 藤 元 伸

- I フランスおよびベルギーにおける団体・会社法の法典化
- II フランスにおける団体・会社法の法典化
- III ベルギーにおける団体・会社法の法典化
- IV 結びにかえて

### I フランスおよびベルギーにおける団体・会社法の法典化

本稿は、フランスおよびベルギーにおける、団体・会社法の領域での近時の法典化につき概観することを目的とするものである。すなわち、団体（組合・会社）法の領域において、フランスにあつては二〇〇〇年に商法典（Code de commerce）が成立し、これには従前の一九六六年会社法が統合された。ベルギーにあつては、一九九九年に団体・会社法典（Wetboek van vennootschappen; Code des sociétés）が成立した。両国における法典成立に至る状況

につき、法典化のために予定されていたその立法技術的手法は相似的である。もっとも、実際の法典化にあたってのその後の展開、および、法典の内容は対照的である。

このたび制定された二〇〇〇年フランス商法典およびベルギー団体法典とともに、その淵源をナポレオン法典たる一八〇七年商法典に有する。この一八〇七年商法典は、近代的会社制度を全く知らず、ベルギーでは一八七三年会社法の成立、フランスでは一九六六年会社法の成立を見る。すなわち、両国における団体（組合・会社）法に関する以前の基本的な法源は、商法典から分離された特別法たる会社法、および、民法典の団体（組合・会社）に関する規定であった（民法典の規定は一般法としてのそれと民法上の組合・会社としてのそれという二義を有する）。そして、今日に至るまでの経済的發展にともなう会社法・民法典の諸改正、および、特別法の制定（これらの中には、EC指令に従った改正および特別法の制定が含まれる）といった事情から、団体（組合・会社）法に関する法テキストは各所に分散され、アクセスの容易さ・読みやすさという点から見て、あるいは、体系的な観点から、問題視されることとなった（かかる状況はわが国に共通のことであり、フランス・ベルギーにおける立法的経験・実験は、きわめて興味深く、参照するに値する）。

ここで、フランス・ベルギーの両国においては、法典化が指向された。もっとも、法典化を指向しながらも、従来諸法律の内容に手を加えずに、これを単一の法典の中に統合するという手法を模索した。すなわち、法律により、行政府に法典編纂の権限が与られたのである。これにより、立法行為に相当するような、従前の法状態の改変が、原則として抑制されていた。

こうして、フランスにおいて、行政府の命令（オールドナンス：ordonnance）により二〇〇〇年に制定されたのが、

新たなフランス商法典 (Code de commerce) である。しかしながら、二〇〇〇年フランス商法典は、その制定過程に由来する制約のゆえに、その評価はあまり芳しくない。なぜなら、その内容に新味はないにもかかわらず、従来とは条文番号が変更されたにすぎないともいわれる代物だからである。さらには、体系的に統合すべき法テキストが欠けているという批判もある。こうした批判は、団体 (組合・会社) 法の領域においては顕著であり、特に、一般法として位置づけられている民法典の団体 (組合・会社) に関する諸規定が編入されなかったことが批判の対象となっている。この点、民法典の団体規定をも法典に組み込んだベルギー法は、それが団体法典という形で団体 (組合・会社) 法に集中して体系化されていることも相俟って、称賛に値するものであり、フランスにおいてもこの点が指摘されている。

ベルギーでは、行政府の命令 (国王の勅令: Koninklijk Besluit; Arrêté royal) による法典化の途は、内容的変更ができないという制約が嫌われたために、その後放棄され、結局、法律に基づき、二〇〇〇年にベルギー団体法典 (Wetboek van vennootschappen; Code des sociétés) が成立した。団体法典という名での法典化は、団体 (組合・会社) 法という法分野が承認されているにもかかわらず、おそらく初めてのものであり、この意味でも画期的である。内容的にもかなりの程度体系化されている。もともと、当初の立法的計画、つまり、内容的変更を加えない形式的変更のみであるとの態度が残滓となって残っており、フランスにおけるのと同様の批判、つまり、単に既存の諸規定を寄せ集めたにすぎないという批判もある。しかしながら、ベルギー団体法典には、かかる不十分さのあることが否めないものの、一般規定を設け、かつ、協同組合等をも含めて規整するなど、体系的に見て優れた特徴が認められる。また、団体 (組合・会社) 法の領域における団体法典という形での、民商法の統一も注目し得る。小規模だが中心

であるというベルギーのヨーロッパにおける位置づけが、このような実験的な法典化を可能にしたものとも想像される。

## II フランスにおける団体・会社法の法典化

### 一 一八〇〇年フランス商法典の成立

従前、ナポレオン法典 (Codes napoléoniens) の一つであった一八〇七年の商法典は、多年にわたる一連の改正により、断片的で時代遅れの諸規定のみを含む、ほとんど中身のない形骸と化していた。会社、破産手続 (procédure collective)、海商法、商事賃貸借 (bail commercial) および営業財産 (fonds de commerce) に関しては、それらが商法典から分離された法律の対象となり、それ以降二〇〇〇年の商法典の成立に至るまで、法典に再び組み込まれることはなかった。一八〇七年商法典の中で効力をなお有していた条文は一四〇条ほどであった。

このような状況において、一九九九年二月一六日の授權法律<sup>(1)</sup> (loi d'habilitation) は、各法律に散在する条文をオールドナンスにより新たな商法典 (Code de commerce) の法律の部 (la partie législative) にまとめる権限を政府に与えた (同法律一条<sup>(2)</sup>)。そして、同法律一条によれば、法典化されるのはオールドナンスの公布の時に効力を有する諸規定であり、それらには、規範のヒエラルキーおよび条文編纂上の一貫性を確保し・法状態の調和を図るために必要な場合を除き、原則として修正を加えないものとされた。

すなわち、右のように定められた法典化は、現在の法状態を、一定・確実な法に向けて (à droit constant)、法典

の形に全面的に鑄直すものにすぎない、とされていた。つまり、形式を整え、実体を明確にするものである。したがって、二〇〇〇年商法典の編纂により、これまでの法規範が覆されるのではなく、数多くの散在するテキストに分散せしめられた諸規定が、単一の新たな法典に集成されるのである。これは、法へのアクセスの容易さ・法の読解の容易さ (accessibilité/intelligibilité) の目的を追求するものであり、この目的には憲法的価値が認められる、とも主張されている。<sup>(3)</sup>

二〇〇〇年商法典の法律の部は、右記一九九九年二月一六日の法律に基づいて、二〇〇〇年九月一八日のオールドナンス<sup>(4)</sup>により公布・施行された。これにより、一九六六年商事会社法<sup>(5)</sup>は、一九六七年の経済利益共同団体に關するオールドナンス<sup>(6)</sup>および一九八九年ヨーロッパ経済利益共同団體法<sup>(7)</sup>とともに、二〇〇〇年商法典に編入され、商法典第二編『商事会社および經濟利益共同団體 (Des sociétés commerciales et des groupements d'intérêt économique)』の下の二二〇の一条から二五二の二三条となつた。<sup>(8)</sup> 商法典第二編は、「前提的規定 (dispositions préliminaires)」、「各種の商事会社に特有の諸規定」、「各種の商事会社に共通の諸規定」、「罰則」および「經濟利益共同団體」の全五章からなる。

従前の一九六六年会社法等から商法典第二編への変更点は、右のように、純粹に形式的なものにとどまるものとされた。従前の諸法律から団體法典への実質的な連続性は、法典のタイトル自体が、他の法典編纂において見られるような「新商法典 (Nouveau Code de commerce)」とどう名称でなくして、単に「商法典 (Code de commerce)」であることからしても、それが強調され、眞の意味の変更のないことが示されている。<sup>(9)</sup>

## 二 法典化に対する評価

かかる法典化は、それまで散在していた諸規定を一堂に集成するという点で、意義深い。なぜなら、その効用の一つとして、ある素材に適用されうるテキスト全体を容易に見渡すことが可能になるからである。また、法適用の場面で予想される実際上の困難についても、適用されるべきものを従来の条文から現行の条文に置き換えるにすぎないのであるから、さしたる問題はないともされている。<sup>(10)</sup>

しかしながら、このような二〇〇〇年商法典の制定により、アクセス・読解の容易さが高まったかといえば、これについては疑問視されている。なぜなら、二〇〇〇年商法典は、判例を含めたこれまでの法テキストの参照関係を攪拌し、法へのアクセスを困難にしたのみでなく、団体（組合・会社）法の領域においても、民事会社（民法上のソシエテ、組合）に関する規定を統合せず、そして、すべての団体（組合・会社）に共通の規定もまた統合することなく、加えて、証券取引法に関する規定もまた取り込まれていないからである。

すなわち、二〇〇〇年商法典におけるテキストの分断は、批判の対象となり、その不便さも指摘されている。条文番号の変更一つとっても、それは機能的であるとの見方があるにせよ、複雑であり、また、将来の法改正（特に枝番の付加）を考慮に入れると、よりいっそう複雑化する可能性があり、これらのことは法律家の記憶を攪乱するものである。新旧条文対照表があるとはいえ、以前の条文とそれに関連する判例を見つけるのも一苦勞である。従前の諸規定をまとめたのみでは何の進展もなく、そのみのことであれば、非公式ながら法典の名が冠せられた法令集が、以前からも存在していた。<sup>(11)</sup>

団体（組合・会社）法の領域における内容面についていえば、今次の二〇〇〇年商法典への法典化は、団体法の一部の法典化にすぎない。<sup>(12)</sup>二〇〇〇年商法典の条文は、政府に対する授權法律に基づくオールドナンスにより制定されたので、商法上の基本的準則にかかる従前の法律を統合したにとどまり、民事会社（société civile<sup>(13)</sup>：民法上のソシエテ、組合）、および、すべての団体（société：組合・会社）に共通する一般規定（dispositions générales）が民法典にとどまったままである。

また、二〇〇〇年商法典には証券取引等の金融・財務に関する従来の法律が編入されず、それらは通貨・金融法典（Code monétaire et financier）という特別法典に、二〇〇〇年商法典編纂と同様の手法で、オールドナンスにより統合<sup>(14)</sup>された。そこには、会社法に関連する重要な規定が数多く含まれている。<sup>(15)</sup>

さらには、商事会社に関する一九六七年三月二三日のデクレは<sup>(16)</sup>二〇〇〇年商法典に編入されず、その三一〇条余の条文が法典化されずに残っている。つまり、二〇〇〇年商法典においては、法律の部（la partie législative）は制定されたが、一九六七年のデクレが入るべき規則の部（la partie réglementaire）が現在のところ制定されていないことになる。

結局のところ、瀕死状態にあった一八〇七年の商法典を、今の時点で再生する必要があったかどうかにつき疑問が呈せられている。事業者と消費者という区別の前で、商人と非商人の区別がおぼろげになっている状況を考慮に加えるとなおさらである。今次の法典化により、現代的経済状況からの需要に合わぬ法律的諸規定を固定化したのではなくかという危惧も表明されている。他方、内容的変更のない確認的な法典化の名の下で、条文の内容的改正が隠れた形で行われたとの批判も根強くある。つまり、変えるべきものを変えず、変えるべきものでないものを変えたとの批

判である。<sup>(17)</sup>

### 三 法典化と団体・会社法

現行フランス法における団体・会社法 (droit des sociétés) の重要な法源は、一般規定・民事会社・匿名組合を規定する民法典第三編第九章『組合・会社 (De la société)』一八三三条以下、一九六六年商事会社法等をほぼそのまま受け継ぐ商法典第二編『商事会社および経済利益共同団体』二二〇条の一条以下、および、一九六七年度の商事会社に関するデクレである。これらのうち、一九六六年に成立し、商法典第二編に編入された商事会社法が、団体(組合・会社)法における商事会社に関する特別法であり、他方、一九七八年に改正された<sup>(18)</sup>民法典一八三三条以下はすべての会社に対する一般規定を含むものである。すなわち、特別法が一般法より先に成立したことになる。こうした事情から、商法典第二編第一章『前提的規定 (Dispositions préliminaires)』および民法典第三編第九章第一節『一般規定 (Dispositions générales)』は、前者が商事会社に関するものとして、後者がすべての団体(組合・会社)に関するものとして、ほぼ同じ内容の規定となっている。<sup>(19)</sup>

なお、非営利団体 (association) は、フランス団体法の体系上、別個のものとして取り扱われ、非営利団体契約に関する一九〇一年七月一日の法律が<sup>(20)</sup>規整するところである。

さて、フランス団体(組合・会社)法の法典化という観点から、今回の商法典の制定を見た場合、二〇〇〇年商法典は不必要だったという指摘もなされている。つまり、団体(組合・会社)法の領域では特に、二〇〇〇年商法典に対する疑問符がつけられている。なぜなら、二〇〇〇年フランス商法典は、その体系的および内容的整序から実質的

に見て、団体法の法典化というに値しないのみならず、会社法の法典化という点においても、それに値しないとされているからである。

たしかに、一八〇七年商法典は内容が空洞化し、商事一般に関するテキストは各所に散在していた。しかし、一六六六年商事会社法は、法典という名こそとっていないが、そこでは商事会社に関する諸規定が法典化されていたものと評価できる。その内容の豊富さからすれば、団体(組合・会社)法典(Code des sociétés)にも匹敵するものを構成していたともいえる。二〇〇〇年商法典と一九六六年商事会社法との内容的な違いは、経済利益共同団体に関する規定を含むか含まないかの点のみである。

法典化の目的は、法へのアクセスの容易さ、および、法の統一性である。かかる法典化の目的は、団体(会社・組合)法の領域においては、民事会社(民法上のソシエテ、組合)・商事会社・協同組合(sociétés civiles, commerciales et coopératives)を統合する法典を制定することによって、達成される。このことと、二〇〇〇年フランス商法典がすべての団体に共通する一般規定を含まない(それは、民法典一八三二条以下にある)ことも考えあわせれば、二〇〇〇年商法典には、アクセスの容易さおよびその統一性に欠ける。つまり、団体(会社・組合)法は、二〇〇〇年商法典の成立にもかかわらず、依然として複数の法典にそのテキストが引き裂かれたままなのである。この法領域においては、ベルギーにおいて一九九九年になされたように、民事・商事の団体(組合・会社)を、協同組合をも含めて、統合するような団体法典(Code des sociétés et des groupements)こそが、望ましいとの評価もなされている。

ベルギー団体法典は、社会目的を有する団体、農業法人、あるいは、経済利益共同団体をもそこに含んでいる。<sup>(21)</sup>  
フランスと同様にナポレオン法典の伝統を汲むベルギーにおいて、このほど成立した団体法典(Code des sociétés)

は、ベルギー法学者によっても、立法の洪水の単なる整理にすぎないという消極的な評価に基づく留保をとどめながらも、隣国の称賛と羨望を獲得し、ヨーロッパ団体法の精緻化のための指針として今後役に立つものであり、少なくとも、学説の省察を促すものであるとの指摘がなされている。<sup>(22)</sup>

### Ⅲ ベルギーにおける団体・会社法の法典化

#### 一 ベルギー団体法典の成立

二〇〇一年二月六日より、ベルギー団体法典 (Wetboek van vennootschappen; Code des sociétés) はその効力を生じることになった。これは『団体法典を含む一九九九年五月七日の法律』<sup>(23)</sup> に基づく。同法律は、一九九九年八月六日の官報<sup>(24)</sup>において公示され、公示後一八か月を超えない範囲内において施行するものとされていた。

そもそもの始まりは、議会が国王 (Koning; Roi) に団体 (組合・会社) 法の法典化の使命と権限を与えたことにある。すなわち、『一九二五年に調整された・商事会社に関する法律を改正するための一九九五年四月二三日の法律』<sup>(25)</sup> 一一〇条によれば、国王は、商事会社または商事会社の法形式をまとめた団体 (組合・会社; vennootschap; société) に関する諸法律および諸規則のすべてを、法典化し、調整することができるものとされ (一項)、法典化のために、国王は、形式の変更等をなしうる (二項) が、根本的な変更はなしえないとされた (一項)。法典の名称は団体法典 (Vennootschappenwetboek; Code des sociétés) であり (三項)、法典化の勅令 (Koninklijk Besluit (K. B.); Arrêté royal (A. R.)) は議会の承認後に効力を生じるものとされた (四項)。

フランスおよびベルギーにおける団体・会社法の法典化

すなわち、前記一一〇条の予定する団体法典は純粹にテキスト上の再編成の産物であり、各所に散在する法律上の諸準則を相互に調整するもの（ルールのコピーとその切貼り）にすぎない。現実社会への影響を慮つてのことである。ここでの法典化は、新たな修正的立法の導入を目的とするものでもなく、また、内容的に根本的な変更をもたらすことを目的とするものでもない。修正は、法典が論理的・構造的・統一的であるために必要な範囲においてのみ行なわれることになる。結局、法典化の目的は、商法典、民法典、特別法および施行令に散在する法律・規則の諸規定を同一法典に集成することにあるとされていた。<sup>(26)</sup>

しかしながら、法律の集約のみを前提とする勅令による法典化の途は、結局、一九九六年に放棄され、司法大臣の要請に基づき法律の形式をとることが選択された。なぜなら、前記のような法典化のための勅令の形式では拘束が多いからである。すなわち、現代的要求にテキストを合わせるためには、実質的にも、法典化の作業段階で、根本にかかわる内容的修正が必要だと考えられたのである。にもかかわらず、前記の法律一一〇条に基づく法典化ミッション (codificatie-opdracht; mission de codification) は、準備されるべき法案の指針となり、限界となったのである。つまり、どうしても必要なとき以外は根本的に変更を加えてはならないというモットーが隠然と残ることとなった。また、前記の法律一一〇条に掲げられなかった法律、たとえば、営利目的なき団体 (vereniging zonder winstoogmerk (V. Z. W.); association sans but lucratif (ASBL)) の法律<sup>(27)</sup>がとりあげられることもなかった。<sup>(28)</sup>

もつとも、今次の団体法における法典化の目的をどのように把握するかは別問題であり、ベルギー団体法典はフランス商法典と異なり、後述するように、単なる諸法律の集成を超えるものであるとの積極的評価が可能である。

## 二 団体法典に至る団体法整備に関する史的展開

### 1 会社法とその「調整」

ナポレオン法典 (Codes napoléoniens) たる一八〇七年の商法典 (Wetboek van koophandel; Code de commerce) は、フランス古法の諸オールドナンス (ordonnances) の大きな影響を受けて、主として人的会社についてきわめて簡単に規定していた (第一編第九章一八条ないし六四条<sup>(29)</sup>)。

一八〇七年商法典の第一編第九章においては、一九世紀の経済発展に応じるためには、その用意する団体の法形式が不十分であったので、一八七三年の商事会社に関する基本法律<sup>(30)</sup> (Basiswet van 1873; Loi fondamentale du 1873) がそれにとって代わることとなった。そこでは、伝統的な商事会社である合名会社 (vennootschap onder firma <V. O. F.>; société en nom collectif <SNC>)・合資会社 (gewone commanditaire vennootschap <Comm. V.>; société en commandite simple <SCS>) と並んで、株式会社 (naamloze vennootschap <NV>; société anonyme <SA>) および株式合資会社 (commanditaire vennootschap op aandelen <Comm. VA>; société en commandite par actions <SCA>) が導入された。同時に、協同組合 (coöperatieve vennootschap; société coopérative) という新たな団体形式も導入された<sup>(31)</sup>。

一八七三年の商事会社に関する基本法律については、条文を整理するために、(現行団体法典の成立に至るまで) 二度の勅令に基づく「調整」(coördinatie; coordination) が行われた。すなわち、一九一三年に至るまでの四度の改正後、一九一三年七月二二日の勅令により、第一回の調整が行われた<sup>(32)</sup>。その二三年後、八度の改正を経て、一九三五

年十一月三〇日の勅令により、フランス法に倣った有限会社 (besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheid (BVBA); société privée à responsabilité limitée (SPRL)) 制度の導入を伴う第二回の調整が行われた。<sup>(33)</sup>これが「調整」としては最後のものであり、一九九九年のベルギー団体法典の成立に至る。このようにして調整された法律は、会社法 (Vennootschappenwet (Venn. W.)) あるいは調整された商事会社法 (lois coordonnées sur les sociétés commerciales (L. C. S. C.)) と呼ばれてきた。<sup>(35)</sup>

従前の会社法 (調整された商事会社法) の一九三五年の第二回の「調整」からベルギー団体法典の成立まで六三年が経過したが、その間にEC指令の洪水が押し寄せてきたことも相俟って、その間、会社法は二九度もの改正を見た。その結果、(bis・ter等のラテン語の附された) 枝番を有する条文が、通常の条文番号を有する条文と同程度の数に達した。もっとも、改正は主として株式会社に関してなされ、有限会社や協同組合に関しては、せいぜい株式会社の規定が準用されるといった程度の改正で済まされた。また、合名会社および合資会社に関しては、次に述べる民法典と同様に近年に至るまで改正は行なわれず、従前の会社法 (調整された商事会社法) を改正するための一九九五年の法律により、一八七三年の基本法律以来初めての改正を見た。<sup>(37)</sup>

このように調整され・改正されてきた会社法以外にも、ベルギー法には団体 (組合・会社: vennootschap; societe) に関する多数の特別法が存在していた。すなわち、例えば、他国において成功を見た新しい法素材を導入する際に、ベルギーの立法者は、それが適用領域ないし内容の点から民法典あるいは商法典に統合することがふさわしい場合であっても、特別法の制定という手段を選択することが常態であった。さらには、特別法と連動して多数の施行令が定められ、当該特別法の適用範囲を見通すことは容易ではなかった。したがって、ベルギーにおける団体 (組

合・会社)法の法典化の主要な目的は、右に見てきたような商法典の空洞化、および、(次に見るような二度の改正はあるが)民法典の不変性・硬直性という状況の下で、商法典、従前の会社法(調整された商事会社法)、特別法、そして、民法典に散在する諸規定を、一つの団体法典に收容することにあつた。これにより、少なくとも、一九三五年の最後の「調整」以来の諸テキスト間における体系性、相当性および整合性を図ることが可能になると考えられたのである。<sup>(38)</sup>

## 2 民法典の改正

団体法の法典化にあつては、団体(組合・会社: *venootschap; société*)に関する民法上の規定と商法上の規定を統合する必要があつた。なぜなら、ベルギー法においては、フランス法と同様に、民法典の団体(組合・会社)に関する第三編第九章の規定は一般規定(*algemene bepalingen; dispositions générales*)だとされ、別段の定めのないかぎり、すべての団体に適用されるものと解されていたからである。

このことは、実定法上も以下のように確認されてきた。つまり、一八〇四年ナポレオン民法典一八七三条は、団体(*société; 組合・会社*)に関する第三編第九章の規定が「商事の法律および慣習に反しない点においてのみ商事会社(*sociétés de commerce*)に適用される」ことを定めていた。また、従前の会社法(調整された会社法)一条一項は「商事の形式をとるすべての団体(組合・会社)(*les sociétés à forme commerciale*)は当事者の約定、商事の特別法および民法により規律される」と定めていた。これらを受けて、現行団体法典一八条では、『すべての団体(組合・会社)に共通する諸規定』と題する第二章の規定が「第三章以下においてこれと異なることが定められていない

かぎり、かつ、商事会社については商事に関する法律および慣習に反しないかぎり、すべての団体（組合・会社）に適用される」ことが定められている。

さらに、ナポレオン法典以来の伝統である民事と商事の区別は、団体（組合・会社）の法形式選択の場面において、取り払われた（従前の会社法（調整された商事会社法）を改正するための一九九五年の法律一〇三条、六条）。つまり、民法典上の団体（民法上の組合）を民事目的に限定し、商法上の団体（商事会社）を商事目的に限定することをやめた。その証左に、（団体法典成立に伴い削除された）従前の民法典一八三六条は構成員の第三者に対する責任につき民事・商事に分けて規定していた（後述③）が、同条は商事目的を有する民法典上の団体（民法上の組合）の存在を前提とするものであった（同条の内容は現行団体法典五二条に受け継がれた）。また、合名会社の定義規定であった従前の会社法（調整された商事会社法）一五条は、民事目的の合名会社を明文をもって承認した（同条は現行団体法典二〇一条に受け継がれた）。もっとも、現行団体法典においても、団体形式選択の点における民事・商事の区別が消滅したとはいえ、団体はその目的により民事または商事の性質が与えられ（現行団体法典二条二項）、団体が商事の性質を有するときは商事に関する特別の諸法律にも服し（同条一項）、商事の形式を有する民事の団体（*burgerlijke vennootschap met handelsvorm; société civile à forme commerciale*）はその民事の性質を失うこととはなく、商人資格を有さない（同条四項）とされる。

さて、団体（組合・会社）に関する民法典の規定は、一八〇四年以降、一九八七年（第一回）と一九九五年（第二回）の二度の改正を見ている。

(1) 一人による団体の設立

第一回の改正は、一九八七年に、フランス法の影響を受け、一人会社たる有限会社 (SPRL) の設立が可能になったことに合わせて、民法典一八三二条における団体 (組合・会社) の定義規定を変更した<sup>(39)</sup>。これにより、法律に定めのある場合には、団体を一人の意思表示によって設立することが可能になった<sup>(40)</sup> (団体法典成立に伴い削除された民法典一八三二条一項<sup>(41)</sup>。これは現行の団体法典一条第二文に受け継がれ、そこでは、団体法典に定めのある場合に、一人から生ずる法律行為による団体の設立が承認されている)。これにより、それまで支配的であった団体に関する原則、つまり、団体 (組合・会社) の契約的性質、および、一人に属する財産の一体不可分という原則が破られた<sup>(42)</sup>。

(2) 営利目的要件の緩和

一八〇四年ナポレオン民法典に規定されたソシエテ (société) という名の附された団体は、営利目的を要件としていた。その一八三二条は「団体 (ソシエテ) とは、数人がそれより生ずる利益を分配する (partager le bénéfice) ためにある物を共通にすることを約する契約をいう」と定める。すなわち、フランス革命の経験から営利目的を有さない団体に好意的でない<sup>(43)</sup>とされる一八〇四年民法典は、営利目的を民法典における団体 (ソシエテ) の要件としていた。ここにいう営利目的とは、フランスの破毀院判例と同様にベルギーにおいても、「構成員の財産を増加させる金銭的または物質的利益」を分配することをいうものとされていた<sup>(44)</sup>。

一八七〇年代に頂点を迎えた協同組合運動に対しては、一八七三年の商事会社に関する基本法律に協同組合 (coöperative vennootschap; société coopérative) の法形式を導入することで対応した。もともと、協同組合は、構成員に直接利益を分配しないから、前記営利目的の要件を満たすものではなく、それゆえ、伝統的な意味での民法典における団体 (ソシエテ) の概念に合致しない。それにもかかわらず、この点につき、一般規定たる民法典における

団体の定義規定が修正されるには、一九九五年の第二回の民法典改正を待たなければならなかった。すなわち、第二回の民法典改正により、団体(組合・会社：vennootschap；société)は、構成員に直接的な金銭的利益をもたらす目的を有するものという要件が拡大されて、構成員に直接的または間接的に財産的利益をもたらす目的を有するものとなった(削除された民法典一八三二条一項、現行団体法典一条第一文<sup>(45)</sup>)。

一九九五年の民法典改正は、社会的目的を有する団体(vennootschappen met een sociaal oogmerk；sociétés à la finalité sociale)の導入を契機とする。社会目的を有する団体は、(構成員への直接的・金銭的利益分配という)厳密な意味での営利目的のみを許容する従前のソシエテ(société：団体)概念と営利目的なき団体(vereniging zonder winstoogmerk (V. Z. W.)；association sans but lucratif (ASBL))の中間にあるもので、この法形式により、団体が(従たるものとしてではなく)営利事業を営みつつ非営利目的を追求することが可能になった。換言すれば、社会的目的を有する団体は構成員に、利益を全くもたらさない(あるいは、限定的かつ副次的にしか利益をもたらさない。従前の会社法〈調整された商事会社法〉一六四条の二第一項一号・二号、現行団体法典六六一号・二号)。つまり、この点営利目的を有さない。

そこで、最初に触れた(その一一〇条において法典化ミッションを定める)従前の会社法(調整された商事会社法)を改正するための一九九五年の法律は、その一〇一条ないし一〇三条において民法典一八三二条を改正し、団体における営利目的要件を相対化した。すなわち、営利目的の要件を完全に排除するまでには至らないが、営利目的要件を第一義的には要求しながらも、法律の定めがある場合(たとえば、社会目的を有する団体の場合、従前の会社法〈調整された商事会社法〉一六四条の二、現行団体法典六六一号)に、営利を追求しないことを認めた。(団体法典

成立に伴い削除された) 従前の民法典一八三二条一項によれば、団体(組合・会社: vennootschap; société)は、法律に定めのある場合において、定款で構成員に財産的利益をもたらさないことを定めたとき以外に、構成員に直接的または間接的に財産的利益をもたらす目的を有するものとされた(これを受け継ぐ現行団体法典一条第三文によれば、団体法典に定めのある場合は、団体〈組合・会社〉は定款において構成員に直接または間接の財産的利益をもたらさないことを定めることができる)<sup>(46)</sup>。

(3) 法人格の取得と構成員の対外的責任関係

一九九五年の第二回の民法典の改正の際には、団体(組合・会社: vennootschap; société)の法人格取得を設立定款の届出にかからしめたことに伴って、構成員の第三者に対する責任に関する民法典の規定も改正された。

すなわち、まず、前記の従前の会社法(調整された商事会社法)を改正するための一九九五年の法律により、従前の会社法(調整された商事会社法)の二条が改正された。その二項において、商事の形式をとる団体(組合・会社)は、設立定款(oprichtingsakte; acte constitutif)の届出(neerlegging; dépôt)の日より法人格が付与されることとなった(現行団体法典二条四項第一文)<sup>(47)</sup>。この際、法人格取得前の構成員の第三者に対する責任については、それまでの判例に従い、一般法たる民法典の団体(組合・会社)に関する規定に従うものとされ、構成員は第三者に対し民事・商事の区別に応じて分割あるいは連帯責任を負うものとされた(団体法典の成立に伴い削除された民法典一八六三条、現行団体法典五二条)<sup>(48)(49)</sup>。

換言すれば、法人格を有しない団体(組合・会社: vennootschap; société)の構成員には、民法典上の団体(民法上の組合)の一般法的性格から生じる吸収的機能を通じて、団体の法形式につき一般法上のそれ、つまり、民法典

上の団体（民法上の組合）の法形式が強制されていた。その結果、構成員は無限責任を負う。以上のことを受け継いだ現行団体法典二条四項第二文は、定款の届出をしない団体、つまり、法人格を有しない団体は、それが設立中の団体（*vennootschap in oprichting*；*société en formation*）、当座組合（*tijdelijke handelsvennootschap*；*société momentané*）または匿名組合（*stille handelsvennootschap*；*société interne*）であるときを除き、一般法上の組合（*maatschap*；*société de droit commun*）または合名会社の規定に従うことを定めている。

右に見てきたような民法典上の団体にかかる改正は、フランス法におけるそれとパラレルの関係にあるソシエテ（団体：*société*）という概念的呪縛からの解放を意味するとも評価しうる。つまり、包括的かつ体系的な団体法の形成、および、それを体现する団体法典の制定のためには、ソシエテの契約的性質および営利目的は、阻害要因であり、その克服が包括的団体法典の成立のためには必要であったともいえる。近時のフランドル（*Vlaanderen*；*Flandre*）地方の経済的・文化的興隆の下でフランドルの言語であるオランダ語（ネーデルラント語）が法分野においても有力になったことを考え合わせると、ソシエテ（団体：*société*）と同語源でなく、むしろドイツ語（*Gesellschaft*）に近いヴェノトスハップ（団体：*vennootschap*）の語が、オランダ法とも相通じて、伝統的ソシエテ（団体）概念からの離脱を幾分容易にしたとも考えられる。前述の社会的目的を有する団体は、ドイツ法において株式会社・有限会社の目的が中立的（*neutral*）であること、つまり、営利目的に限定されないことを想起させる。また、法人格を有しない団体につき、一般法上の組合の規定を適用するのは、ドイツ法における同様の法的処理（定型強制：*Typenzwang*<sup>(9)</sup>）を想起させる。

もつとも、伝統的桎梏はやはり残存し、ベルギー団体法典には、非営利団体が含まれず、それとは別個に営利目的なき団体の法律（次述3）が併存する。

### 3 営利目的なき団体（非営利団体）

ベルギーにおいては、右2に見たように、団体（*vennootschap*；*société*）の定義規定である民法典一八三二条が、一九九五年の改正に至るまで、団体が営利目的を追求することを要求し、しかも、そこにいう利益は構成員への直接的な金銭的・物質的利益であった。このような状況の下で、営利目的なき団体（*vereniging zonder winstoogmerk*（*V. Z. W.*）；*association sans but lucratif*（*ASBL*））につき、法人格を承認する法律が一九二一年に成立していた<sup>(51)</sup>。同法一条の一般的な解釈によれば、営利目的なき団体とは、産業または商業に関する取引（*nijverheids- of handelszaken*；*opérations industrielles ou commerciales*）を営まず、かつ、その構成員に物質的利益をもたらさない団体（*vereniging*；*association*；*アソシアシオン*）をいう。すなわち、フランスと同様にベルギーにおいても従来、ソシエテ（*société*；*vennootschap*；*営利団体*（*会社*））とアソシアシオン（*association*；*vereniging*；*非営利団体*）は団体法（*droit des groupements*；*groeperingsrecht*）における確固たる基本的分類（*summa divisio*）とされてきた<sup>(52)</sup>。

ところで、今次のベルギーにおける団体法典の成立は、従前の会社法（調整された商事会社法）を改正するための一九九五年の法律一一〇条に基づく法典化ミッションに由来するものである。しかしそれは、前述のような、社会的を有する団体の制度の導入がなされる以前<sup>(53)</sup>、そして、民法典一八三二条の改正がなされる以前のものである。つまり、法律の定めにより構成員への直接・間接の利益分配を不要とすることが可能となる以前のものである。したがっ

て、利益分配(営利性)がソシエテ(société; vennootschap)の要件からはずされた現在にあっては、団体法の法典化にあたって、営利目的なき団体もまた取り込まれるべきであったとする議論が存在する。ここでは、ソシエテ(société; vennootschap)とアソシアション(association; vereniging)という従来の基本的分類(summa divisio)は現在ではもはや破棄されたものと考えられている。つまり、ソシエテとアソシアションという基本的分類が有する伝統的桎梏から解放され、ドイツ法と同様に、営利団体と非営利団体を区別しない団体(Gesellschaft; vennootschap; société)という観念が成立する段階に来ているともいえる。<sup>54)</sup>

### 三 法典化の目的および団体法典の体系的特徴

#### 1 団体法における法典化の目的とその成果

最初にふれた、従前の会社法(調整された商事会社法)を改正するための一九九五年の法律一一〇条の規定から導くことのできる法典化の目的は、例えば、次のように説明されている。つまり、法典化の目的は、各所に散在する団体・会社法の諸規定を一つの団体法典に集成することにある。同時にこれと並んで、施行令の諸規則もまた一つの施行令(Uitvoeringsbesluit; Arrêté d'exécution)に集成するという構想もあった。これは、法律の部と規則の部を設けるフランスの近時の立法にならうものである。このようにして法律および規則の再編成がなされたならば、実務に従事する者にとっては有益なものとなり、また、将来の改正の際には透明性が確保される。法典化の意義は従前の団体の固定化にあるのではなく、新たな洞察への地平を広げることにある。つまり、法典化がなされたからといって柔軟性が失われることはなく、かえって、法素材が体系的に秩序づけられることにより、新たな改正の是非や機会を

判断することができ、柔軟に対応することが容易になる。<sup>(55)</sup>

また、団体（組合・会社：vennootschap；société）に関する民商法の規定の統一も念頭に置かれていた。これは、民法典の団体に関する規定が（わが国におけるように民法上の組合として解釈上特化せず、フランス法・ドイツ法と同様に）一般法たる性格を有するものと捉えられていることからすれば、体系化の面で当然のことである。さらには、従来の民法典における規整を超えて、各種団体に共通する準則を定立・整序し、指導的規範を確立する体系化も必然となる。これにより、ベルギーにおいても見られる、個別立法による団体形式の数の増殖を免れることも可能になる。<sup>(56)</sup>

このような法典化の理想的目的を説く見解に対し、従前の会社法（調整された商事会社法）を改正するための一九〇五年の法律一一〇条は最低限の調整の権限を国王に与えるのみで、根本的な変更をなしえないものとしているから、これに忠実に従い、法典化の目的を次のような事柄に限るとする考え方も可能である。すなわち、従前の会社法（調整された商事会社法）を読解しやすいものとする、準用規定を整理すること、および、ある団体形式に適用される規定を明確にすることである。また、従来見られたフランス語とオランダ語のテキストの不一致を正すことである。あるいは、判例により獲得された解決手法を立法的に確認することである。このような目的の限定の意図は、容易に予想される困難を回避し、段階的に改正を進めることにある。したがって、ベルギー団体法典の立法者は、最も野心的な意味での法典化を成し遂げたわけではなく、成果である団体法典は法律の寄せ集めであるにすぎない。こうした評価からすれば、今回の法典化作業は、従前の会社法につき最後になされた一九三五年の「調整」と何ら変わらないものとなる。<sup>(57)</sup>

もつとも、このような見解に対しては、その後の状況の変化を挙げての反論が可能である。実際にも、ベルギー団

体法典は、従前の会社法（調整された商事会社法）を改正するための一九九五年の法律一一〇条が予定していた（国王に対する授権を前提とする）勅令（Koninklijk Besluit (K. B.); Arrêté royal (A. R.)）ではなく、法律（wet; loi）によって成立している。したがって、従来の諸テキストを読解しやすくすることは法典化の最低限の目的にすぎないと評価することもできる。つまり、ベルギー団体法典の特徴は最小限の調整を超えたところにある。それはたとえば、（法人格の有無にかかわらず）すべての団体にとっての一般規定を設け、あるいは、法人格の有無に応じて各種の団体形式に共通する規定を設けたことに表れている。後者についていえば、法人格のない団体（組合）においては、一般法上の組合（maatschap; société de droit commun）が原則的団体形式として規定され（団体法典四六条）、構成員の責任につき五〇条以下に共通して規定されている。<sup>(58)</sup> 法人格を備えた団体（組合・会社）においては、『本法典に規定された法人に関する共通規定』と題する第四編が置かれ、たとえばその第三章は機関に関する一般規定であり、その六一一条・六二条は団体の代表機関に関するものであり、その六三条・六四条は機関における議決に関するものである。<sup>(59)</sup>

したがって、法典化の目的を積極的に評価する立場からすれば、ベルギー団体法典の最大の成果ないしその特徴は、その構造・体系にある。団体法典の新たな構造・体系は、学説に新たなパースペクティヴを与えるものである。すなわち、法典・法律・施行令に分散していたものが統一的な法典にまとめられたのであるから、諸規整における欠缺・矛盾を明らかにし、団体形式相互の連関をも明らかにすることも可能となる。さらには、新たな団体法上の原理・原則を定立することまでもが可能となる。そして、このような視点は今後の立法作業に大きな影響を及ぼしうるものである。<sup>(60)</sup>

## 2 ベルギー団体法典の体系的特徴

ベルギー団体法典は一五編、八七八条からなる。

### (1) 団体法典編成の基本的指針

ベルギー団体法典編成の基本的指針は、一般規定の存在と準用規定の排除にある。すなわち、ベルギー団体法典は、一般規定 (*gemeenschappelijke bepalingen; dispositions générales*) として、すべての形式の団体 (組合・会社) に共通する規定、および、法人に共通する規定に、その二編を割いている。第二編『すべての団体に共通する規定』(一八条ないし四五条)、および、第四編『本法典に規定された法人に関する共通規定』(五六条ないし二〇〇条) である。これに対して、すべての法人に共通ではないが、株式会社、有限会社および協同組合という完全法人 (*volkomen rechtspersonen*) に共通の規定については、たとえそれらに共通の規定であっても、各別に繰り返して規定している (罰則規定についても同様である)。つまり、従前の会社法 (調整された商事会社法) で多用されていた (株式会社規定の他の団体形式への) 準用規定が、特に有限会社と協同組合に関して、解消されたのである (ただし、株式会社合資会社に関してはこの限りでない)。これにより、テキストは読みやすいものとなり、準用規定特有の解釈問題も回避されている。なお、ここで一般規定のスタイルをとらなかったのは、完全法人において細部にわたるまで完全に同一の形で共通する規定は少なく、それを一般規定としてまとめると、つまみ食いのようになり、整合的な理解を妨げるからである。

同一内容の規定の繰り返しは、条文数の増大の一因ともなっている。実際に、従前の会社法 (調整された商事会社法) が二一九条までであるのに対し、団体法典は八七八条を数える大部のものとなっている。もつとも、従前の会社

法は、枝番を考慮すると実質的に三七〇条を超えるほどのものであったうえに、一つの条文が長大なものも存在した(長大な条文は、団体法典ではいくつかの条文に分割された)。したがって、団体法典における条文数の増大に対しては批判もあるが、枝番規定および準用規定の解消、あるいは、長大な条文の分解から生ずる読みやすさによって、条文数の増大が十分賄われているとの評価が成り立つ。また、団体法典は民法典の団体に関する規定その他の法律から継承する規範をも含んでいるのである。<sup>(61)</sup>

(2) 団体法典の構成

ベルギー団体法典の第一編は『導入的諸規定』と題し、定義規定を中心とする。第一編には、団体(組合・会社・vennootschap; société)の定義規定(団体法典一条)<sup>(62)</sup>および団体法典で取り扱われる団体形式・類型を列挙する規定が含まれている。かかる導入的諸規定には、民法典、商法典および特別法の団体に関する諸規定を一つの法典に統合するという前述の立法的意図がよく表れている。また、団体法典三条は、伝統的分類である民事と商事の区別からの決別を示している。<sup>(63)</sup>第一編は他に、上場会社・支配・親会社・子会社等の定義規定を含む。第一編、および、それに続く第二編は団体法典の土台を構成するものである。

第二編『すべての団体に共通する規定』は、すべての団体に対する一般規定である。別段の定めがないかぎり、法人格の有無にかかわらず、すべての団体に適用される。民法典に由来する規定が多く、団体を形成する契約(vennootschapscontract; contrat de société: 組合契約、定款)一般に関するものである。

第四編『本法典に規定された法人に関する共通規定』も第二編と同様に一般規定だが、それは法人に限定される。その規定のほとんどは従前の会社法(調整された商事会社法)の第一節で規定されていたものである。第三編『一般

法上の組合、当座組合および匿名組合<sup>(64)</sup>は、法人格のない団体に関するものである<sup>(65)</sup>。

第五編『合名会社および合資会社』から第一四編『経済利益共同団体』まで、合名会社、合資会社、有限会社、協同組合、株式会社、株式合資会社、農業法人および経済利益共同団体の、八種の個別の法人格を有する団体形式につき規定されている<sup>(66)</sup>。一般法上の組合から株式会社に到るまでの順序は、法人格の有無およびその閉鎖性の程度に応じている（株式合資会社は株式会社の付け足しである）。この基準からすれば、農業法人および経済利益共同団体は、合名会社および合資会社の次に来るべきものである。しかし、両団体形式は、実務におけるその重要性が限定されていること、および、第一一編および第一二編の規定が適用されることが考慮されて、団体法典の末尾に置かれることになった。

第一〇編『社会的目的を有する団体』<sup>(67)</sup>は、農業法人を除く法人形式につき妥当するものであって、独立の団体形式ではなく、それぞれの団体形式の（営利目的ではない社会目的を有する）変種を定めるものである<sup>(68)</sup>。第一一編『団体の再編成（herstructuring；restructuration）』および第一二編『団体の組織変更（omzetting；transformation）』は、農業法人および経済利益共同団体を除く法人格を有する団体に適用される<sup>(69)</sup>。

#### IV 結びにかえて

ベルギーにおける団体法典では営利目的なき団体に関する規整を欠き、あるいは、フランスにおける二〇〇〇年商法典では民事の団体（組合・会社）に関する規整を欠く。しかしながら、特にベルギー団体法典における試みはまさに野心的であり称賛に値する。またそれは、たとえば一般規定の設定と準用規定の排除などのように、立法論として

も大いに参照しうるところである。

ベルギー・フランスにおける法典化の試みと対極にあるのが、ドイツ団体法の現況である。そこでは、民法典・商法典・株式法・有限会社法などに、団体法のテキストがまさに散在せしめられている。それにもかかわらず、法典化の構想は現在のところ存在しないようである。このような、とりわけベルギーにおけるのは対照的な状況につき、次のような記述<sup>(70)</sup>を紹介することによって、本稿の結びにかえたい。

ドイツ民法典 (Bürgerliches Gesetzbuch) として特にドイツ商法典 (Handelsgesetzbuch) において法典化された広義の意味の団体法 (Gesellschaftsrecht) の適用領域は、ごく単純化していえば、高権的介入から保護された自働的な市場における団体法の役割・機能より、説明することができる。そこでは、急速な企業の資金需要の増大に直面して、次の三者のグループの継続的な利益調整を可能にするような、諸団体の法形式が問題とされている。つまり、事業者 (Unternehmer) 出資者 (Kapitalisten) および債権者 (Gläubiger) である。まず、自己資本も信用も十分でないような事業者は、自己の事業計画の資金調達のために、出資者と組まざるをえない。ここで、事業者のイニシアティブの継続的展開を可能にする組織形態が必要となり、そのための (事務執行や代表等の) 団体の共同運営 (Zusammenwirken) に関する規程が存在する。ここで、出資者は、典型的には自ら事業者的活動をすることなく、事業の成果・損益に直接関与することを欲する者である。出資者は、投資家 (Anleger; Investoren) であると同時に、団体の構成員 (Mitglieder; Gesellschafter) である。その法的刻印はたとえば、株主 (Aktionär) 有限責任社員 (Kommanditist) あるいは匿名組合員 (stiller Gesellschafter) となる。団体の事業目的は出資者により投下された出資の長期の拘束を要求するのが通常であるから、出資者にとっては監視・監督機構に依拠することが必要となり、そ

れに関する（情報開示、計算検査、選任・解任等の）規整が存在する。最後に、団体に対する債権者については、そのグループは（消費貸借貸主・供給者・労務者・事故被害者等）多様・多質である。ここでの規整は、団体の債務に対する構成員の個人責任、および、債権者保護のための構成員による団体財産の処分の制限に関わる。

右三者のグループの利益の対立は、法律によってのみ調整しようというほどの根深いものではないと考えられてきた。すべての関係者は事業の成果に依拠するのであるから、利益調整は、まず始めに、市場メカニズムにかかっていると見える。それゆえ、法秩序は私的な事業・企業組織の形成・展開を私的自治に委ね、その結果、法典化された古典的な団体法は、各種の団体形式を提供することで満足している。基本的には、設立者は団体形式を選択し、その内容を団体を形成する契約（定款、組合契約：Satzung；Gesellschaftsvertrag）により自由に形成することになる。この意味で、団体法は任意的法（dispositives Recht；nachgiebiges Recht）である。

このように、団体法において法典化された領域では、事業者構成員、出資者構成員および団体債権者という法的諸関係の問題にほぼ限定されて、規整プログラムが存在する。従前の立法者は三者の諸利益が一致するものと信じ、団体形式選択の自由と内容決定の自由を当事者に与えたのだが、法典化後の個別立法においては、かかる傾向に対向する特徴を強く示している。つまり、法は事業・企業の組織化全般に目標を定め、次第に、伝統的三者以外のグループの利益——たとえば労働者の利益、あるいは、公益的・一般的要請——を考慮の対象とするようになったのである。これに応じて、諸法律は具体的（経済政策的・社会政策的）目標を指向しなければならぬ。したがって、団体法は任意的法たる性格を薄め、強行的法（zwingendes Recht）たる性格を強めたと見える。

法典化されている団体法は、簡単にいえば、任意的法たる性格を有する法形式のカタログとして理解することがで

き、それゆえ、このような法形式の連続的記述は体系的に完全に把握することが比較的容易である。これに対して、新たに生じた現代的団体法は、強行的法の部分を含み、それは各法形式に固有の部分をおさめる。なおかつ、現代的団体法の体系的記述は、各法形式のそれに尽きるものではなく、法形式横断的・超越的な規整問題に及ぶものである。

- (1) Loi n° 99-1071 du 16 décembre 1999, portant habilitation du Gouvernement à procéder, par ordonnance, à l'adoption de la partie législative de certains codes. これはフランス共和国憲法三八条に基づくものである。
- (2) 同法律一条によれば、商法典の他に八法典の法律の部の編纂が対象とされている。
- (3) Carola ARRIGHI DE CASANOVA et Olivier DOUVRELEUR, La codification par ordonnances à propos du Code de commerce, Jurisclasser périodique. La semaine juridique, édition générale, 2001, I, p. 285; Philippe REIGNÉ et Thibault DELORME, Une codification à droit trop constant (À propos du Code de commerce), Jurisclasser périodique. La semaine juridique, édition entreprise et affaires, 2001, p. 1.
- (4) Ordonnance n° 2000-912 du 18 septembre 2000, relative à la partie législative du Code de commerce.
- (5) 商事会社に関する一九六六年七月二四日の法律 (Loi n° 66-537 du 24 juillet 1966, sur les sociétés commerciales)。
- (6) Ordonnance n° 67-821 du 23 septembre 1967, sur les groupements d'intérêt économique.
- (7) Loi n° 89-377 du 13 juin 1989, sur les groupements européens d'intérêt économique.
- (8) 新商法典の条文番号は、規則の部 (la partie réglementaire) は、法律の部 (la partie législative) を表す「J」の文字が先行し、編 (livre) 章 (titre) 節 (chapitre) を表す三桁の数字、そして「N」の後に、条文 (article) の条数を表す数字が来る。「J」のような条文番号は、フランスにおける近時の法典化において初めて見られる。
- (9) Yves GUYON, Le nouveau Code de commerce et le droit des sociétés, Revue des sociétés 2000, pp. 647 et ss.; Alain LIENHARD et Céline RONDEY, Incidences juridiques et pratiques des codifications à droit constant (à propos du nouveau code de commerce), Dalloz 2000, chroniques, pp. 521 et s.; Yves GUYON, Droit des affaires, Tome 1, Droit commercial général et Sociétés, 11<sup>e</sup> éd., 2001, n° 27; Philippe MERLE et Anne FAUCHON, Droit commercial, Sociétés commerciales, 8<sup>e</sup> éd., 2001, n° 18.

- (10) ARRIGHI DE CASANOVA et DOUVRELEUR, op. cit., p. 285.
- (11) GUYON, op. cit., *Revue des sociétés* 2000, pp. 647 et ss.; LIENHARD et RONDEY, op. cit., pp. 523 et s.; GUYON, op. cit., *Droit des affaires* 1, n° 27.
- (12) 近時のフランス商事会社法に関する紹介として、イブ・ギュイヨン（鳥山恭一訳）「フランス会社法の最近の展開」商事法務一四五六号四頁以下（一九九九年）、山田純子・梅本剛正「フランスにおける会社法改正の動向」商事法務一五六八号六六頁以下（二〇〇〇年）、山田純子「フランスにおける会社法改正の動向」森本滋編『比較会社法研究——21世紀の会社法制を模索して——』七〇頁以下（商事法務、二〇〇三年）がある。
- (13) 現行フランス法の下では、ソシエテ（société）は、営利性および社団性をそなえ（民法典一八三二条）、かつ、法人格を取得することが可能である（同一八四二条一項、商法典二一〇の六条）から、ソシエテはわが国における会社の概念に近接する。民法上のソシエテ（société civile）には、民法上の組合をあてるよりも、民事会社をあてる方が、対応関係にずれが少なく。
- (14) Ordonnance n° 2000-1223 du 14 décembre 2000, relative à la partie législative du Code monétaire et financier.
- (15) 証券取引委員会を設置するオルナムス（Ordonnance n° 67-833 du 28 septembre 1967, instituant une Commission des opérations de bourse et relative à l'information des porteurs de valeurs mobilières et à la publicité de certains opérations de bourse）銀行法（loi bancaire : Loi n° 84-46 du 24 janvier 1984, relative à l'activité et au contrôle des établissements de crédit）あるいは EC 指令を受けてきた金融活動現代化法（Loi n° 96-597 du 2 juillet 1996, de modernisation des activités financières）などが通貨・金融法典に統合された。
- (16) Décret n° 67-236 du 23 mars 1967, sur les sociétés commerciales.
- (17) GUYON, op. cit., *Revue des sociétés* 2000, pp. 647, 649 et s.; LIENHARD et RONDEY, op. cit., p. 523; REIGNÉ et DELORME, op. cit., p. 1; Dominique BUREAU et Nicolas MOLFESSIS, *Le nouveau code de commerce ? Une mystification*, Dalloz 2001, chroniques, pp. 361 et ss.; GUYON, op. cit., *Droit des affaires* 1, n° 95.
- (18) 『民法典第三編第九章を改正する一九七八年一月四日の法律』（Loi n° 78-9 du 4 janvier 1978, modifiant le titre IX du livre III du Code civil）。

- (91) GUYON, op. cit., Droit des affaires 1, n° 95; MERLE et FAUCHON, op. cit., n°s 16 et ss.
- (92) Loi du 1er juillet 1901, relative du contrat d'association.
- (12) GUYON, op. cit., Revue des sociétés 2000, pp. 649 et ss.; BUREAU et MOLEFFISSIS, op. cit., pp. 364 et ss.; GUYON, op. cit., Droit des affaires 1, n° 95.
- (22) Guy HORSMANS et Yves DE CORDT, "La portée et l'influence de la codification", collection du Centre d'études Jean Renauld, volume 8, Le nouveau code des sociétés, 1999, n°s 1 et ss.
- (23) Wet van 7 mei 1999 houdende het Wetboek van vennootschappen; Loi du 7 mai 1999 contenant le Code des sociétés. 会社 団体の組織の法眼投しと会社 Eddy WYMEERSCH, Michel TISON & Marnix VERPLANCKE, Wetboek vennootschappen en verenigingen/Code des sociétés et des associations, 8<sup>e</sup> editie/8<sup>ème</sup> édition, 2001, Mys & Breesch; Wetboek vennootschapsrecht, Geannoteerd Wetboek van Vennootschappen met bijzondere wetgeving, 2002, die keure; Eddy WYMEERSCH, Michel TISON & Marnix VERPLANCKE, Wetboek vennootschappen en verenigingen/Code des sociétés et des associations, 9<sup>e</sup> editie/9<sup>ème</sup> édition, 2003, Kluwer 12-480°
- (24) Belgisch Staatsblad (B. S.) van 6 augustus 1999; Moniteur belge (Mon.) du 6 août 1999.
- (25) Wet van 13 april 1995 tot wijziging van de wetten op de handelsvennootschappen, gecoördineerd op 30 november 1935, B. S. 17 juni 1995; Loi du 13 avril modifiant les lois sur les sociétés commerciales, coordonnées le 30 novembre 1935, Mon. 17 juin 1995. 会社法 「従前の会社法 (調整された商事会社法) を改正するための一九九五年の法律」ところ。
- (26) HORSMANS et DE CORDT, op. cit., n° 41.
- (27) Wet van 27 juni 1921 waarbij aan de verenigingen zonder winstgevend doel en aan de instellingen van openbaar nut rechtspersoonlijkheid wordt verleend, B. S. 1 juli 1921; Loi du 27 juin 1921 accordant la personnalité civile aux associations sans but lucratif et aux établissements d'utilité publique, Mon. 1 juillet 1921.
- (28) Koen GEENS, "De codificatie van het vennootschapsrecht: algemene bepalingen uit het Wetboek van vennootschappen", Reeks rechtspersonen- en vennootschapsrecht Jan Ronse Instituut-KU Leuven 12, Nieuw vennootschaps- en financieel recht 1999, 2000, (Koen GEENS, "La codification du droit des sociétés 1999: dispositions générales du code des

- sociétés”, collection du Centre d'études Jean Renauld, volume 8, Le nouveau code des sociétés, 1999), nr. 1 ; HORSMANS et DE CORDT, op. cit., n° 2.
- (63) G. RIPERT et R. ROBLOT sous la direction de Michel GERMAIN, *Traité de droit commercial*, Tome 1 - Volume 2, Les sociétés commerciales, 18<sup>e</sup> éd., 2002, n° 1056-4 ; Anne BENOIT-MOURY, “La naissance d'un code des sociétés en droit belge”, collection du Centre d'études Jean Renauld, volume 8, Le nouveau code des sociétés, 1999, n° 1.
- (64) Wet van 18 mei 1873, B. S. 25 mei 1873 ; Loi du 18 mai 1873, Mon. 25 mai 1873.
- (65) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renauld 8, n° 1.
- (66) K. B. van 22 juli 1913 (K. B. “Wetten op de vennootschappen van koophandel-Coordinatie”), B. S. 25 juli 1913 ; A. R. du 22 juillet 1913, Mon. 25 juillet 1913. 国主に於ける法典化のシンポジウム一九一三年五月二十五日の法律 (Wet van 25 mei 1913 ; Loi du 25 mai 1913) 一三条に於けること。°
- (67) K. B. van 30 november 1935 houdende samengeschakelde wetten op de handelsvennootschappen, B. S. 5 december 1935 ; A. R. du 30 novembre 1935, Mon. 5 décembre 1935. 国主に於ける法典化のシンポジウム一九三五年七月九日の法律 (Wet van 9 juli 1935 ; Loi du 9 juillet 1935) 五三条に於けること。°
- (68) エドワール「従前の会社法 (調整された商事会社法)」とフランソワ「従前の会社法 (調整された商事会社法) : Venn. W. ; L. C. S. C) の条を比較して」 Pual LURKIN, Nadine DESCENDRE, Anne GOMEZ et Françoise MAYEZ, *Lois coordonnées sur les sociétés commerciales (Coordination officielle au 15 juillet 1998)*, Bruylant 1998°
- (69) Frank HELLEMANS, “De codificatie van het vennootschapsrecht. Tijd voor legislative governance?”, *Reeks rechtspersonen. en vennootschapsrecht Jan Ronse Instituut-KU Leuven 11, Knelpunten van dertig jaar vennootschapsrecht*, 1999, p. 379 ; GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renauld 8), nrs. 1, 4.
- (70) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renauld 8, n°s 14-17.
- (71) HELLEMANS, o. c., nr. 3 ; GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renauld 8), nr. 4.
- (72) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renauld 8, n°s 23, 27 ; GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renauld 8), nrs. 1-2, 4-5 ; HORSMANS et DE CORDT, op. cit., n° 41.

- (39) Wet van 14 juli 1987, B. S. 30 juli 1987; Loi du 14 juillet 1987, Mon. 30 juillet 1987.
- (40) ベルギーにおいては、一人会社が容認されるまで、構成員が一人であることは(株式・有限・株式合資)会社の無効原因であったので(従前の会社法〈調整された商社会社法: Venn. W.; L. C. S. C.〉一三条の三)、実務的には藁人形的社員が存在した。なお、フランスにおいては、一九八五年に、一人会社(団体)を容認する民法典一八三二条二項が設けられた(Loi n° 85-697 du 11 juillet 1985 relative à l'entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée et à l'exploitation agricole à responsabilité limitée)。
- (41) 削除前の民法典の規定については、Code Civil belge/Belgisch Burgerlijk Wetboek 2001, avec la collaboration de/met de medewerking van Philippe GALAND, Marabout 1998。
- (42) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renaud 8, n° 8, 12; GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renaud 8), nr. 3.
- (43) Chambres réunies de la Cour de cassation, 14 mars 1914, D. P. 1914. I. 257, note SARRUT.
- (44) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renaud 8, n° 2.
- (45) フランスにおいては、一九七八年の民法典改正(前掲注(18)参照)により、民法典一八三二条が改正され、団体(société: ソシエテ〈組合・会社〉)の目的は、利益を実現して、それを分配する(partager le bénéfice)ことだけでなく、共同事業から生ずる」とある節約の利益を享受する(profiter de l'économie)」ことを含むこととなった。この改正は、協同組合(coopérative)を始めとする団体(société: ソシエテ)の存在を考慮したものである。すなわち、協同組合は利益を分配しないにもかかわらず、フランスの一九四七年協同組合法(Loi n° 47-1775 du 10 septembre 1947, portant statut de la coopération) 一条は、協同組合がソシエテ(société)であると明定しつつも(GUYON, op. cit., Droit des affaires 1, n° 111)。
- (46) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renaud 8, n° 3, 5, 12; GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renaud 8), nrs. 3, 6.
- (47) フランスにおいては、判例によって承認されていたソシエテ(société: 組合・会社)の法人格につき、一九六六年商社会社法五条一項(現行商法典二一〇の六条一項)および一九七八年に改正された民法典一八四二条一項が匿名組合(société en participation)でないソシエテ(組合・会社)はその登記の時から法人格を享受する旨を定める(GUYON, op. cit.,

Droit des affaires 1, n<sup>os</sup> 129 et s.; MERLE et FAUCHON, op. cit., n<sup>o</sup> 74)。

- (48) 現行団体法典五二条は一般法上の組合 (maatschap; société de droit commun) に関する規定であり、一般法上の組合とは法人格を有しない団体 (vennootschap; société) をいう (団体法典四六条)。
- (49) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renaud 8, n<sup>os</sup> 5, 12; GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renaud 8), nr. 3.
- (50) ヘルギー法における「」のような処理を定型強制 (typedwang) によって説明するのは G. L. BALLON, K. GEENS en J. STUYCK, Handels- en vennootschapsrecht, 7. uitg., 2001, 187p.
- (51) 『営利目的なき団体および公共施設に法人格を付与する一九二二年六月二七日の法律』(以下、「非営利団体法という」) 前掲注(27)参照 (本稿においては詳論しないが、非営利団体法は二〇〇二年に改正され『営利目的なき団体、国際的な営利目的なき団体、および、財団に関する一九二二年六月二七日の法律』とその名称を変えて) Wet van 27 juni 1921 betreffende de verenigingen zonder winstoogmerk, de internationale verenigingen zonder winstoogmerk en de stichtingen; Loi du 27 juin 1921 sur les associations sans but lucratif, les associations internationales sans but lucratif et les fondations)。なお、フランスにおいては『非営利団体契約に関する一九〇一年七月一日の法律』(前掲注(20)) が存在していた。
- (52) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renaud 8, n<sup>os</sup> 2, 6, 13.
- (53) なお、従前の会社法 (調整された商事会社法) を改正するための一九九五年の法律により、非営利団体法に二六条の二以下が挿入され、アンシマシオンたる営利目的なき団体からンシエテたる前述の社会目的を有する団体への組織変更が可能となつた。
- (54) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renaud 8, n<sup>o</sup> 13; GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renaud 8), nr. 7.
- (55) GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renaud 8), nrs. 2, 8; HORSMANS et DE CORDT, op. cit., n<sup>os</sup> 12 et s.; Koen GEENS, Frank HELLEMANS en Marieke WYCKAERT, “Structuur en opbouw van het Wetboek van vennootschappen”, Reeks rechtspersonen- en vennootschapsrecht Jan Ronse Instituut-KU Leuven 14, Het Wetboek van vennootschappen en zijn uitvoeringsbesluit, 2002, nr. 25.
- (56) GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renaud 8), nrs. 3, 8; HORSMANS et DE CORDT, op. cit., n<sup>o</sup> 13.

- (57) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renauld 8, n° 24; Anne BENOIT-MOURY, "Une nouvelle codification du droit des sociétés : pourquoi et comment ? ", Reeks rechtspersonen- en vennootschapsrecht Jan Ronse Instituut-KU Leuven 12, Nieuw vennootschaps- en financieel recht 1999, 2000, n°s 18 et ss.; HORSMANS et DE CORDT, op. cit., n°s 42 et s.
- (58) 前述Ⅲ112③参照。
- (59) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renauld 8, n°s 23 et s., 27; GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renauld 8), nr. 1.
- (60) GEENS, HELLEMANS en WYCKAERT, o. c., nrs. 1, 25.
- (61) GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renauld 8), nrs. 9 e. v.; HORSMANS et DE CORDT, op. cit., n°s 42, 44; GEENS, HELLEMANS en WYCKAERT, o. c., nrs. 4-7.
- (62) 前述Ⅲ112参照。
- (63) 前述Ⅲ112参照。
- (64) De maatschap, de tijdelijke handelsvennootschap en de stille handelsvennootschap; La société de droit commun, la société momentanée et la société interne.
- (65) 前述Ⅲ111参照。
- (66) 第五編『合名会社および合資会社 (De vennootschap onder firma en de gewone commanditaire vennootschap; La société en nom collectif et la société en commandite simple)』' 第六編『有限会社 (De besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheid; La société privée à responsabilité limitée)』' 第七編『協同組合 (De coöperatieve vennootschap; La société coopérative)』' 第八編『株式会社 (De naamloze vennootschap; La société anonyme)』' 第九編『株式会社合資会社 (De commanditaire vennootschap op aandelen; La société en commandite par actions)』' 第一三編『農業法人 (De landbouwenvennootschap; La société agricole)』' 第一四編『経済利益共同団体 (Het economisch samenwerkingsverband; le groupement d'intérêt économique)』。
- (67) Vennootschappen met een sociaal oogmerk; Les sociétés à la finalité sociale.
- (68) 前述Ⅲ112②参照。

- (69) BENOIT-MOURY, op. cit., Jean Renauld 8, n<sup>os</sup> 31 et ss.; BENOIT-MOURY, Jan Ronse 12, n<sup>os</sup> 27 et ss.; GEENS, o. c., Jan Ronse 12 (op. cit., Jean Renauld 8), nrs. 11 e. v.; GEENS, HELLEMANS en WYCKAERT, o. c., nrs. 8-12, 14-24.
- (70) Friedrich KÜBLER, Gesellschaftsrecht, 5. Aufl., 1999, S. 8f., 15ff.

\* なお、本稿は平成一四年度関西大学在外研究員(学術研究員)としての成果の一部である。